

第 60 回会期

議題項目 46 および 120

国連総会によって採択された決議

[主要委員会への付託無し (A/60/L.48)]

60/251. 人権理事会

国連総会は、

人民の同権および自決の原則の尊重に規則をおく諸国間の友好関係の発展、経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題の解決のための国際協力の達成および人権並びに基本的自由の尊重の促進と助長を含む、国際連合憲章に含まれる目的および原則を再確認し、

また世界人権宣言¹およびウィーン宣言並びに行動計画²を再確認し、市民的、政治的権利に関する国際規約³、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約並びにその他の人権文書を想起し、

さらに全ての人権は普遍的、不可分、相互に関連し、相互に依存し且つ相互に強化し合い、また全ての人権は公平で平等な方法、同じ基盤および同じ強調性をもって扱われなければならないことを再度確認し、

各国や地域の特殊性と様々な歴史的、文化的および宗教的背景の重要性は、念頭に置かれなければならないものの、全ての国家は、その政治的、経済的および文化的制度に関わらず、全ての人権と基本的自由を促進し且つ保護する義務を有していることを再確認し、

人種、皮膚の色、性別、言語または宗教、政治若しくははその他の意見、国民的または社会的出身、財産、出生その他の地位によるいかなる差別もなしに全ての人権および基本的自由を、憲章に従い、尊重する全ての国の責任を強調し、

平和と安全保障、開発と人権は、国際連合システムの柱であり、集団的安全保障および人々の幸福の基盤であることを承認し、開発、平和と安全保障および人権は、連結し且つ相互に強化するものであることを認識し、

全ての国家が、文明、文化および宗教間の対話を促進し、理解を広める国際的な努力を継続する必要性を確認し、また国家、地域機構、非政府組織、宗教団体およびマスコミは、寛容性、宗教と信念の自由の尊重の促進において、重要な役割を担っていることを強調し、

人権委員会によってなされた仕事、およびそれが達成したことを保存し且つ増強し並びにその問題点を正す必要性を認識し、

また、人権問題の審議にあたって、普遍性、客観性および非選択性を確保する重要性、並びに二重基準および政治化の撤廃を認識し、

さらに、人権の保護促進は、協力の原則および真正な対話に基づくものでなければならず、全ての人類にとって利益となる人権の義務が履行できるように加盟国の能力強化を目的とするものであることを認識し、

非政府組織は、国内、地域、国際レベルにおける人権の保護促進において重要な役割を果たしていることを承認し、

発展の権利を含む全ての人権、市民的、政治的、社会的および文化的権利の全ての者の実効的な享受の保障を目的とした、国際連合人権機関の強化の約束およびその目的のために、人権理事会創設の決意を再確認し、

1. ジュネーブに本部を置く、人権委員会に替わる人権理事会を、総会の補助機関として設置することを決定する。総会は、5年以内に理事会の地位を見直すものとする。
2. 理事会は、いかなる区別もなく、公平で平等な方法によって全ての者の人権および基本的自由の保護の普遍的尊重を促進する責任を有することを決定する。
3. また、理事会は、重大且つ組織的な違反を含む、人権違反の状況に対処し、これに対し勧告を行うことを決定する。理事会はまた、国際連合システム内の人権問題の効果的な調整および主流化を促進しなければならない。
4. さらに理事会の業務は、発展の権利を含む全ての人権、市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の保護促進を促すことを目的として、普遍性、公平性、客観性と非選択性、建設的な国際的対話および協力の原則に導かれなければならないことを決定する。

5. 以下のことを理事会はしなければならないことを決定する。

- (a) 関係加盟国との協議および合意に基づいて提供される人権教育と学習の促進並びに諮問サービス、技術援助および能力構築の促進。
- (b) ての人権のテーマ別問題の対話のフォーラムとして務める。
- (c) 人権分野におけるさらなる国際法の発展のために、総会に勧告を行う。
- (d) 国家が行っている人権義務の完全な実施と国際連合会議やサミットから出た人権の保護促進に関する目標や約束のフォローアップ。
- (e) 各国家の人権義務および約束の充足に関する、客観的且つ信頼できる情報に基づき、適用範囲の普遍性および全ての国家の平等な取り扱いを保障する方法の普遍的定期審査を行う。この審査は、双方向的対話に基づき、関係国の完全な関与を伴い、国家の能力構築の必要性に考慮した協力的な制度でなければならない。この制度は、条約機関の業務を補完するものであって、重複してはならない。理事会は、様式および普遍的審査にとって必要な時間的配分を第一回会期開催より1年以内に開発する。
- (f) 人権違反の防止に向けて、対話と協力を通して、貢献し、人権緊急事態に対して迅速に対応する。
- (g) 1993年12月20日の総会決議48/141によって決定された、国際連合人権高等弁務官の業務に関連した人権委員会の役割および責任を引き継ぐ。
- (h) 人権分野において、政府、地域機構、国内人権機関および市民社会と密接に協力して仕事する。
- (i) 人権の保護促進に関して勧告をする。
- (j) 年次報告書を総会に提出する。

6. また、特別手続、専門的な助言および個人通報の制度維持を目的として、人権委員会の全ての職務権限、手続、機能および責任を引き継ぎ、評価し、必要な場合は改善し且つ合理化する。理事会は、この評価を第一会期開催後一年以内に完了する。

7. さらに理事会は、総会の加盟国の秘密投票による多数決によって、直接的かつ個別的に選出された47の加盟国によって構成される。構成国は、衡平な地理的配分に基づき次の地域グループの間で配分される。アフリカグループ13、アジアグループ13、東ヨーロッパ6、ラテンアメリカおよびカリブ諸国8、西欧およびその他グループ7。理事国は、3年を任期とし連続二期の後、引き続いて再選されることはない。

8. 理事国は、全ての国際連合加盟国に開かれたことを決定する。理事国選出の際、候補国の人権保護促進への貢献、それへの自発的誓約と公約を留意しなければならない。総

会は、出席し且つ投票した加盟国の3分の2により、重大且つ組織的な人権侵害を行った理事国の理事会におけるその身分を停止することができる。

9. また、理事会に選出された理事国は、人権の保護促進の最高の基準を維持し、理事会と完全に協力し、理事国としての任期中に普遍的定期審査の下で審査される。
10. さらに、理事会は、一年を通して定期的に会合をもち、主要会期を含め、三会期以上、全部で10週間以下にはならない期間で開催し、理事会の3分の1の支持とともに、理事国の要請によって必要な時は、特別会期を開催できることを決定する。
11. 理事会は、可能なものは、総会の委員会のために制定された手続規則を適用するものとし、ただし、総会または理事会が後に他の決定をした場合は、この限りでないことを決定し、また、理事国の構成国でない国家を含むオブザーバー、専門機関、他の政府間機構および国内人権機関ならびに非政府組織の参加および協議は、このような組織の最も効果的な貢献を確保しつつ、1996年7月26日の経済社会理事会決議1996/31を含む取極および人権委員会によって認められた慣行に基づくことを決定する。
12. また、理事会の作業方法は、透明、公正且つ公平であり、真正な対話を可能とし、結果志向型で、勧告およびその実施に関する後のフォローアップ討議を可能とし、また、特別手続および手続と実質的な相互作用を可能としなければならないものと決定する。
13. 経済社会理事会が人権委員会に対して、その第62回会期においてその作業を停止することを要請し、2006年6月16日に委員会を廃止することを勧告する。
14. 理事会の新たな理事国を選出することを決定する。理事国としての任期はずらすものとし、この決定は、衡平な地理的配分を考慮しつつ、最初の選挙に向けて、くじ引きによって決定されるものとする。
15. また、理事会の最初の理事国の選出は、2006年5月9日に行うものとし、理事会の最初の会合は、2006年6月19日に開催することを決定する。
16. さらに理事会は、その業務および機能をその設立後5年で検討し、総会に報告することを決定する。

注

1 決議 217 A (III)

- 2 A/CONF.157/24(Part I), chap.Ⅲ.
- 3 決議 2200A (X X I)、付属文書を見よ。

第 72 回本会議
2006 年 3 月 15 日